



## 6 用語の説明

(1) 「高等学校等進学者」

学校教育法第1条に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は高等専門学校へ進学した者。

なお、進学し、かつ就職した者を含む。

(2) 「高等学校等進学率」

中学校卒業生又は特別支援学校中学部卒業生に占める高等学校等進学者の割合。

(3) 「高等専門学校等進学者」

高等専門学校、中等教育学校後期課程及び高等学校別科に進学した者

(4) 「専修学校等進学・入学者」

専修学校高等課程に進学した者及び専修学校一般課程、各種学校又は公共職業能力開発施設等に入学した者。

(5) 「就職者」

経常的な収入を得る仕事に就いた者。アルバイト等の形態で就業している者は除く。

なお、自家営業に従事する者は含むが、いわゆる「家事手伝い」のような形態は含まない。

(6) 「就職進学者」

「高等学校等進学者」及び「専修学校等進学・入学者」のうち、併せて就職した者。

(7) 「その他の者」

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」及び「就職者」以外の者。

なお、その形態により以下のとおり区分する。

ア 進学希望者

上級学校への進学を目指している者。

イ 就職希望者

就職を希望している者。

ウ 海外進学者

外国の高等学校等へ進学した者。

エ 国内無認可校入学者

学校教育法の認可を受けていない国内の教育機関に入学した者。

オ 一時的な仕事に就いた者

パート・アルバイト等の仕事に就いた者。

カ 家事手伝い

家庭生活に必要な仕事を手伝っている者。自家営業に従事する者は除く。

キ 進路未定者

上記ア～カのいずれにも該当しない者。

(8) 「不詳・死亡の者」

調査期日現在における進路が不明な者及び卒業後調査期日までに死亡した者。